

事 務 連 絡  
令和2年11月27日

障害福祉サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長  
ユニバーサル推進課長

### 高齢者施設・障害施設等における感染対策動画について

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、本県の新型コロナウイルス感染症の新規患者数は増加傾向にあり、県内の高齢者施設・障害者施設等でも、多くのクラスターが発生しています。

各施設等においては、従来から、感染症対策の徹底に努めていただいているところですが、今一度、感染防止対策に必要な点を職員等に周知いただくため、県において、特に気をつけていただきたい「五つの場面」について動画を作成しましたので、別添「兵庫県知事からのメッセージ」とともに研修等にご活用ください。

また、施設等において具体的に気をつけるべき事項については、国が作成した動画が参考になりますので、併せてご活用ください。

なお、職員については、出勤前の検温等を実施し、発熱等の症状がある職員は出勤させないことを徹底してください。

併せて、各施設等において感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに最寄りの健康福祉事務所・保健所に連絡するようお願いいたします。

### 記

県作成動画URL

<https://youtu.be/g0KPVCVI3EU>

国作成動画URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html)

# 「感染拡大特別期」にあたって嚴重な警戒を！

兵庫県内の新型コロナウイルスの新規感染者は、クラスターの発生などにより今月21日から1週間平均、1日100人を超える状況が続いています。

皆様や大切な方の生命・健康を守るためにも、今ここで、感染拡大を食い止めなければなりません。今が正念場です。

家庭や職場、医療機関、社会福祉施設などで多くの患者が確認され、全国的にも感染が拡大傾向にある中、特に次のことに注意してください。

## 1 「5つの場面」への注意

- 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」と、その後のご自身の体調や行動に注意してください。
  - 1 飲酒を伴う懇親会等
  - 2 大人数や長時間におよぶ飲食
  - 3 マスクなしでの会話
  - 4 狭い空間での共同生活
  - 5 休憩室、喫煙所、更衣室等

## 2 外出自粛等の要請

- 東京、大阪など、感染拡大地域への不要不急の往来を控えてください。  
特に若者は注意してください。
- 高齢者、基礎疾患のある方は、不要不急の外出を控えてください。
- ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケなど）の利用を控えてください。
- 飲食店を利用する場合は、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようご協力をお願いします。

## 3 ウイルスを家庭に持ち込まない

- 外とのつながりのある人が家庭にウイルスを持ち込まないように、行動や健康管理に注意しましょう。  
特に若者は注意してください。
- 毎日検温を実施するなど、ご自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等と相談してください。
- 感染防止の基本となるマスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密（密閉・密集・密接）の回避など、「ひょうごスタイル」に取り組んでください。
- 冬期を迎え暖房を使用する場合でも、換気や適度な保湿をお願いします。
- 発熱の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関や、「発熱等受診・相談センター（保健所）」、「健康相談コールセンター（全県）」に電話相談してください。
- 接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用をお願いします。

#### 4 ウイルスを職場に持ち込まない

- 職場での感染が多くみられます。従業員に対し、職場（特に、食堂、休憩室、更衣室など）や寮のほか、仕事後の飲み会などにおける感染防止の徹底を呼びかけてください。
- 会社、施設等では、検温、マスク着用等の徹底をお願いします。
- 在宅勤務（テレワーク）やTV会議など人との接触を減らす取組をお願いします。

#### 5 ウイルスを医療機関・社会福祉施設に持ち込まない

- クラスター化が増加しています。外からウイルスを持ち込まないよう、職員の行動や健康管理を徹底するとともに、面会者、委託業者等に対しても注意を促してください。
- 院内・施設内で感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡・協力してください。

#### 6 飲食店での注意

- Go To Eat 参加飲食店では、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」としてください。
- Go To Eat に参加されない飲食店も、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」となるようご協力をお願いします。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底し、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、QRコードのテーブルやカウンターなど見やすいところでの掲示をお願いします。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。一層のご理解、ご協力をお願いします。

令和2年11月24日

兵庫県知事 井戸 敏三